(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 臼杵市野津町大字落合字新道二〇七七番一から同市野津町大字落合字新道二〇五四番二まで | 前 | 一二・〇〇～一六・〇〇メートル | 〇・一五五キロメートル |
| | 後 | 一二・一〇〇～三七・八〇〇メートル | 〇・一五五キロメートル |

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

**○九州地方整備局告示第四十号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月一日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 十号 | 臼杵市野津町大字落合字新道二〇七七番一から同市野津町大字落合字新道二〇五四番二まで | 九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所 |
| 〃 | 宮崎市佐土原町下那珂字土器田一二七三四番六から同市佐土原町下那珂字平村四九八七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十四年三月一日

**○北海道開発局告示第二十七号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月一日　北海道開発局長　高松　泰

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十八号及び二百三十九号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 北海道紋別郡湧別町川西六五一番一から同町信部内六一番一地先まで | 前 | 一八・〇〇～三三・〇〇メートル | 二・八三二キロメートル |
| | 後 | 二六・〇〇～九四・〇〇メートル | 二・八三二キロメートル |

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

二(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百四十号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 北海道網走郡津別町字大昭五一番二から同町字双葉一四五番二まで | 前 | A 二一一・〇〇～二一二・〇〇メートル | A 二・〇六六キロメートル | 上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | | B 二一一・五〇～七六・〇〇メートル | B 二・一三二キロメートル | |
| | | C 二一〇・五〇～三四・〇〇メートル | C 二・一七七キロメートル | |
| | 後 | A 二一一・〇〇～二一二・〇〇メートル | A 二・〇六六キロメートル | |
| | | B 二一一・五〇～七六・〇〇メートル | B 二・一三二キロメートル | |

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

三(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百七十四号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 北広島市西の里北五丁目一番八から同市西の里北五丁目一番七まで | 前 | 五〇・六六～五一・四一メートル | 〇・〇四〇キロメートル |
| | 後 | 四四・一八～五一・四一メートル | 〇・〇四〇キロメートル |

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

四(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百九十一号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 北海道釧路郡釧路町中央五丁目三番から同町字別保原野南二二線四七番八まで | 前 | 三二・八〇～三七・〇〇メートル | 〇・三〇七キロメートル |
| | 後 | 三二・八〇～三九・五〇メートル | 〇・三〇七キロメートル |

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

**○北海道開発局告示第二十八号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月一日　北海道開発局長　高松　泰

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 三十八号 | 赤平市百戸町東四丁目四番地先内 | 北海道開発局及び同局札幌開発建設部 |

供用開始の期日　平成二十四年三月一日

**○北海道開発局告示第二十九号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月一日　北海道開発局長　高松　泰

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 二百二十九号 | 北海道積丹郡積丹町大字余別町二九番二から同町大字神岬町国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署三四七三林班チ小班地先まで | 北海道開発局及び同局小樽開発建設部 |

供用開始の期日　平成二十四年三月一日

# 官庁報告

## 官庁事項

### 近畿地方整備局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の２第１項の規定に基づき、平成23年12月27日、加古川水系河川整備計画を決定したので、同条第６項の規定に基づき公表する。

平成24年３月１日

近畿地方整備局長　上総　周平

## 国家試験

### 平成24年度衆議院事務局職員採用試験公告

平成24年度衆議院事務局職員採用試験について次のとおり告知する。

平成24年３月１日　衆議院事務局

1　試験の名称

(1)　衆議院事務局職員採用総合職試験（大卒程度試験）

(2)　衆議院事務局職員採用一般職試験（大卒程度試験）

(3)　衆議院事務局職員採用一般職試験（高卒程度試験）

(4)　衆議院事務局職員採用衛視試験